

インフルエンザワクチンの接種を受けられる方へ

インフルエンザの予防接種を実施するにあたって以下の情報を必ずお読みいただいた上で、予診票にできるだけ詳しくご記入ください。ご自身でのご記入が難しい方が接種を希望されている場合には、健康状態をよく把握しているご家族等の親戚の方がご記入ください。ただし、接種される方の接種希望の意思が確認できない場合は接種できませんのでご了承ください。(全額自己負担で行う任意接種はできます。)

1 インフルエンザについて

インフルエンザは、インフルエンザウイルスの感染を受けてから1～3日間ほどの潜伏期間の後に、38℃以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛など全身の症状が突然現れます。高齢者や種々の慢性疾患を持つ方は、原疾患の増悪とともに、呼吸器に二次的な細菌感染症を起こしやすくなり、入院や死亡の危険が増加します。

2 予防接種の対象者

予防接種法に基づき、以下のどちらかが当てはまる方

- ①65歳以上の方
- ②60歳から64歳のうち、心臓、腎臓、呼吸器の機能に障害があり身の回りの生活を極度に制限される方及び、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり日常生活がほとんど不可能な方

3 接種時期

令和7年10月1日(水)～令和8年2月28日(土)

通常インフルエンザの流行は1月上旬から3月上旬が中心です。ワクチンが十分な効果を維持する期間は接種後約2週間後から5か月間とされています。このため12月中旬までの接種をお勧めします。

4 有効性・安全性について

現在、国内で使用されている季節性インフルエンザワクチンの効果については、重症化や死亡の防止について一定の効果がありますが、感染防止に対しては効果が保証されるものではありません。また、極めてまれではありますが、重篤な副作用も起こり得ます(「9. 副反応について」参照)。

5 用法・用量について

0.5mL を皮下に1回注射します。

6 接種を控えるべき方について

次のいずれかに該当すると認められる場合には、予防接種を受けることができません

- (1) 接種当日、明らかな発熱がある方(37.5℃以上)
- (2) 重篤な急性疾患にかかっている方
- (3) 過去にインフルエンザワクチンの接種を受けてアナフィラキシーを起こしたことがある方
- (4) インフルエンザの予防接種で、接種後2日間以内に発熱のあった方及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状がみられた方
- (5) 上記以外で医師に予防接種を受けないほうが良いと言われた方

7 接種上の注意について

次のいずれかに該当する方は、健康状態や体質等を担当の医師にしっかり伝え、よく相談した上で接種を行ってください。

- (1) 心臓血管系の病気、呼吸器の病気(間質性肺炎・気管支喘息を含む)、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患を有する方
- (2) 過去にけいれんを起こしたことがある方
- (3) 過去に免疫不全の診断がされている方及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- (4) 本ワクチンの成分又は鶏卵、鶏肉、その他鶏由来のもので皮膚に発しんが出たり、体に異常をきたすなどのアレルギー反応を起こすおそれのある方

8 接種後の注意

- (1) 接種後24時間は健康状態の変化に注意し、特に接種直後の30分以内は急激な健康状態の変化に注意してください。また、接種後強い痛みがある場合や痛みが長く続いている場合など、気になる症状があるときは医師にご相談ください。
- (2) 接種後は、接種部位を清潔に保ち、こすらないようにしましょう。
- (3) 接種当日は、安静を保って過度な運動を控えましょう。接種当日の入浴は差し支えありません。

9 副反応について

副反応とはワクチン接種に伴い、ワクチン接種の目的である「免疫の付与」以外の反応が発生した場合、これを副反応と呼びます。季節性インフルエンザワクチンでは副反応として、局所反応(発赤、腫脹、疼痛等)、全身反応(発しん、じんましん、発熱、悪寒、頭痛、倦怠感等)がありますが、通常 2～3 日で消失します。そのほか、重大な副反応として、まれにショック、アナフィラキシー様症状、急性散在性脳脊髄炎、ギラン・バレー症候群等が報告されています。なお、局所の異常反応、体調の変化、高熱、けいれん等の異常な症状を起こした場合には、速やかに医師の診察を受けてください。

10 重篤な副反応発生時の救済制度について

今回のインフルエンザワクチン接種を受けた方で、ワクチン接種によって重篤な副反応が発生した場合は、医師から独立行政法人医薬品医療機器総合機構への副反応の報告が行われ、機構から厚生労働省へ報告されます。

このような場合、予防接種法に基づく定期の予防接種によるものと認定したときは、健康被害救済制度の給付の対象となります。制度の利用を申し込むときは、柳井市保健センターにご相談ください(制度を利用するためには、一定の条件があります)。